

福井県薬剤師国民健康保険組合自家調剤制限規程

(目的)

第1条 この規程は、福井県薬剤師国民健康保険組合（以下、「組合」という。）の自家調剤に係る保険請求の制限事項を定めることを目的とする。

(自家調剤の定義)

第2条 ここにいう自家調剤とは、保険医療担当医が発行する処方箋に基づき調剤を行う次の場合をいう。

- 1 **薬剤師である事業主**が、本人及びその家族に係る調剤を自営薬局（本支店を含む）で行う場合。
- 2 **勤務薬剤師**が、本人及びその家族に係る調剤を本人の勤務する薬局で行う場合。
- 3 **薬剤師でない事業主及び薬局勤務者**が、本人及びその家族に係る調剤を本人の自営する（勤務する）薬局（本支店を含む）の薬剤師に依頼する場合。

(制限事項)

第3条 自家調剤における制限事項は次のとおりとする。

- 1 調剤技術料 別表に定める区分のとおりとする。
- 2 薬学管理料 別表に定める区分のとおりとする。

(実施細目)

第4条 この規程に定めるもののほか、自家調剤制限に必要な事項は、理事会に諮り理事長が定める。

附則

この規程は、平成25年8月1日から施行する

附則

この規程は、平成26年8月1日から施行する